

第21号議案

文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年5月 日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 南 新平

文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例の一部を改正する条例

文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例（平成十七年十月文京区条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第五条第一項、第二項及び第四項」を「第五条第一項から第四項まで」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

（説 明）

子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部改正等に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。